

改正

平成22年6月1日

平成28年3月22日改正第69号

平成29年12月26日改正第177号

平成30年3月28日改正第39号

(設置)

第1条 東北学院大学（以下「本学」という。）に、東北学院大学点検・評価に関する規程第14条、第15条及び第16条に定める外部評価を実施する機関として、東北学院大学外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、東北学院大学点検・評価に関する規程第4条第1号に規定する点検・評価報告書に基づいて第三者の立場から評価し、本学の教育・研究水準の向上及び組織の活性化に資する提言を行う。

(評価項目)

第3条 評価項目については、東北学院大学点検・評価に関する規程第3条及び同規程別表に定める点検・評価項目に準じて東北学院大学点検・評価委員会（以下「点検・評価委員会」という。）が検討し、学長に提案する。

2 前項の規定にかかわらず、点検・評価委員会による提案及び委員会による評価は、前項に定める点検・評価項目の趣旨を損わない限りで、評価項目を簡略化して実施することができる。

(評価の時期)

第4条 委員会が評価・答申を実施する年度は、公益財団法人大学基準協会による評価を含む外部評価の実施の間隔が2年を超えないように、適切に決定されるものとする。

2 点検・評価委員会は、委員会が評価・答申を実施する年度を検討し、学長に提案する。

3 委員会は、評価・答申を実施しない年度にあっても本学が行っている事業に関する簡略な報告を受けるとする。

(組織の構成)

第5条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから大学の運営に関する見識を考慮して学長が選考し、委嘱する。

- (1) 大学等の教育機関の教員
- (2) 経済界の関係者
- (3) 本学の所在する地域の関係者
- (4) 本学に在職した経験を有する者
- (5) 本学の学部を卒業した者又は大学院を修了した者
- (6) 前各号に定める者以外に、大学に関して広くかつ高い見識を有する者

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

3 学長は、委員を委嘱した場合、委員の氏名、所属等を、速やかに点検・評価委員会に通知するとともに公表する。

4 委員会には、点検・評価委員会委員長のほか、本学の点検・評価に責任を持つ専任教職員が必要に応じて陪席する。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選で定める。

2 委員長は、委員会の業務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第7条 委員長は、学長の要請に応じて委員会を招集し、議長となる。

2 学長は、委員会において検討されるべき事項、評価を行う年度等について、点検・評価委員会の提案を参酌して委員会に提示するものとする。

3 委員会は、第2条及び第3条に基づいて行われた評価の結果及び改善を求める提言事項を外部評価報告書にまとめ、学長に提出する。

4 学長は、前項に定める外部評価報告書を点検・評価委員会に提出し、その内容を報告する。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学長室学長室事務課及びインスティテューショナル・リサーチ（IR）課において処理する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、点検・評価委員会が発議し、教授会及び大学院委員会の議を経て学長が

行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成20(2008)年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月1日)

この規程は、平成22(2010)年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日改正第69号)

この規程は、平成28(2016)年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月26日改正第177号)

この規程は、平成29(2017)年12月26日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日改正第39号)

この規程は、平成30(2018)年4月1日から施行する。